国別障害関連情報
ドミニカ共和国

令和８年８月
（2026 年８月）

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティング

人間
JR
26-072

本調査は、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency。以下、「JICA」という。）が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティングに委託し、実施されました。本調査の内容は 2025 年 12 月から 2026 年 8 月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と当該国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものです。

国別障害関連情報
ドミニカ共和国
目次

1. 基礎指標 1
1－1. 基礎指標 1
1－2. 障害の定義と統計 2
2. 障害関連政策 5
2－1. 障害関連行政制度 5
2－2. 障害関連法令・政策文書 6
2－3. 障害関連施策 9
3. 国際条約及び国際協力等の実績 18
3－1. CRPD 批准による対応状況 18
3－2. マラケシュ条約実施状況 18
3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組 18
3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組 19
3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績） 20
4. 障害関連団体の活動概況 22
4－1. 障害当事者団体の活動概要 22
4－2. 障害者支援団体の活動概要 23
5. 障害者が直面する障壁・ニーズ 24
5－1. 保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ 24
5－2. 教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ 24
5－3. 就労に関する障壁・ニーズ 26
5－4. 移動に関する障壁・ニーズ 27
5－5. 情報保障に関する障壁・ニーズ 27
5－6. ジェンダーに関する障壁・ニーズ 28
6. 参考資料 31

表目次

表 1 生活機能別の障害者割合（2013）.....3
表 2 居住地域別の障害者人数と比率（2022）.....4
表 3 ドミニカ共和国の障害関連担当機関.....5

略語表

ACICIRD	Asociación de Ciegos del Cibao de la República Dominicana	シバオ盲人協会
ADOSID	Asociación Dominicana de Síndrome de Down	ドミニカダウン症協会
ANSORDO	Asociación Nacional de Sordos de la República Dominicana	ドミニカ共和国全国ろう協会
ASD	Autism Spectrum Disorder	自閉スペクトラム症
ASODIFIMO	Asociación de Personas con Discapacidad Físico Motriz	身体運動障害者協会
CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women	女子差別撤廃条約
CEACR	Committee of Experts on the Application of Conventions and Recommendations	条約勧告適用専門家委員会
CIMUDIS	Círculo de Mujeres con Discapacidad	障害のある女性の会
CONADIS	Consejo Nacional de Discapacidad	全国障害者協議会
CRC	Convention on the Rights of the Child	子どもの権利条約
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	障害者権利条約
ENHOGAR	Encuesta Nacional de Hogares de Propósitos Múltiples	全国多目的世帯調査
FDC	Fundación Dominicana de Ciegos	ドミニカ盲人財団
FENADID	Federación Nacional de Discapacidad de la República Dominicana	ドミニカ共和国全国障害者連盟
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
INFOTEP	Instituto Nacional de Formación Técnico Profesional	国立職業訓練庁
INDOCAL	Instituto Dominicano para la Calidad	ドミニカ品質研究所
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
La Red	Red Iberoamericana de Entidades de Personas con Discapacidad Física en la República Dominicana	身体障害者団体イベロアメリカネットワーク
MOSCTHA	Movimiento Sociocultural de Trabajo Humanitario y Ambiental	人道・環境社会文化運動
ONCE	Organización Nacional de Ciegos Españoles	スペイン全国盲人協会
OPD	Organization of Persons with Disabilities	障害者団体
PLANEG	Plan Nacional de Igualdad y Equidad de Género	ジェンダー平等及び公平に関する国家計画
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SINAC	Sistema Nacional de Evaluación de la Accesibilidad	国家アクセシビリティ評価システム
SNS	Servicio Nacional de Salud	国家保健サービス
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
WIPO	World Intellectual Property Organization	世界知的所有権機関

1. 基礎指標

1－1. 基礎指標[1]

一人当たり国内総生産[2]	10,875.7 米ドル	2024 年

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	4.5 %	2022 年
教育（対 GDP 比）	3.8 %	2023 年
社会福祉（対 GDP 比）[3]	2.2 %	2023 年

人口

総人口	11,427,557 人	2024 年
男性人口比率	49.7 %	
女性人口比率	50.3 %	
都市人口比率	72.4 %	
農村人口比率	27.6 %	
平均余命（全体）	73.7 歳	2023 年
男性	70.5 歳	
女性	76.9 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	3.6 %	2023 年
乳児死亡率（1000 人当たり）	28.4 人	2023 年

教育

教育制度[4]		
初等教育年数	6 年	
義務教育年数	13 年	
成人識字率（全体）	94.0 %	2024 年
男性	93.6 %	
女性	94.4 %	

[1] 世界銀行（https://data.worldbank.org/indicator(参照 2026-1-19)）に基づく。

[2] Gross Domestic Product。以下、「GDP」という。

[3] ILO (2024) World Social Protection Report, https://www.ilo.org/sites/default/files/2024-09/WSPR_2024_EN_WEB_1.pdf (参照 2026-3-19))に基づく。

[4] 一般教育法（Ley General de Educación No. 66-97, 1997）により、就学前教育の最終学年（5 歳児）からが義務教育となった。また教育評議会命令（Ordenanza No. 0, 2013）により、2014 年度から初等教育 6 年及び中等教育 6 年と変更され、中等教育までが義務教育となった。UNESCO（https://educando.edu.do/portal/ordenanzas-del-nuevo-diseno-curricular/ (参照 2026-6-12)）に基づく。

就学率		
初等教育（総就学率）		
全体	101.9 %	2024 年
男子	103.4 %	
女子	100.3 %	
中等教育（総就学率）		
全体	76.3 %	2024 年
男子	72.3 %	
女子	80.5 %	
高等教育（総就学率）		
全体	57.7 %	2024 年
男子	38.9 %	
女子	76.5 %	

雇用

失業率（全体）	5.5 %	2024 年
男性	3.4 %	
女性	8.3 %	

1－2. 障害の定義と統計

1－2－1. 障害の定義[5]

2013 年に制定された「障害者の権利の平等に関する基本法」（第 5-13 号）は、障害を「身体的・精神的・知的又は感覚的な機能障害のある人と、その人の身体的・社会的環境に存在する環境的・態度的障壁との相互作用により、他の人と平等な条件で社会に十分かつ効果的に参加することが妨げられている状態」と定義している。

1－2－2. 障害に関する統計

ドミニカ共和国政府が障害者権利委員会へ提出した第 2 回・第 3 回統合定期報告書（2023）[6]では、「障害者の状況に関するデータ収集のための措置」として、国家統計局が次の統計調査を用いて定期的に情報を収集していると報告している。

- 第 10 回人口・住宅センサス 2022：ワシントン・グループ短縮質問紙セットを組み込んでいる。その結果、5 歳以上人口の約 4.8%が、運動・視覚・聴覚・知的などのいずれかの機能障害を有し、男性（4.2%）より女性（5.4%）が高く、農村部（5.1%）は都市部（4.7%）より高い。地域別では、シバオ南（Cibao Sur）及びシバオ北東（Cibao Nordeste）が最も高く（いずれも

[5] https://www.sipen.gob.do/index.php/descarga/otras-leyes_2013_01_20191202121710.pdf (参照 2026-1-19)
[6] https://docs.un.org/en/CRPD/C/DOM/2-3 (参照 2026-1-19)。以下、「政府報告」と記す。

6.2%)、最も低いのはオサマ(Ozama)及びユマ(Yuma)(いずれも 4.3%)である[7]。

・ 全国多目的世帯調査 ENHOGAR-2021:標本世帯調査として実施され、2021 年調査では 28,095 世帯を対象に、ワシントン・グループ短縮質問紙セットを含む形で、社会人口学的特徴や世帯構成員の生活状況を収集している。5 歳以上人口の 4.9%が運動・視覚・聴覚・知的のいずれかの障害を有し、女性 5.3%、男性 4.5%と、女性でやや高いことが報告されている[8]。

障害者数(5 歳以上)	478,300 人	5 歳以上人口の 4.8 %[9]	2022 年
男性	205,887 人		
女性	272,413 人		

表 1 生活機能別の障害者割合(2013)[10]

生活機能	割合
身体(脚・足・足の指)	24.6 %
身体(腕・手・手の指)	40.6 %
身体(物を掴む)	12.3 %
身体(歩行困難)	32.2 %
身体(起き上がり困難)	23.4 %
知的	21.2 %
視覚	37.9 %
聴覚	13.8 %
言語・コミュニケーション	11.9 %

出所:ENHOGAR 2013 に基づき JICA(2021)「国別障害関連情報」にて作成した表を転載

[7] https://odismet.org/blog/la-poblacion-con-discapacidad-en-el-x-censo-de-poblacion-y-vivienda-de-la-republica-dominicana(参照 2026-1-19)

[8] https://www.one.gob.do/noticias/2022/one-publica-informe-basico-de-resultados-enhogar-2021/(参照 2026-1-19)

[9] 第 10 回人口・住宅センサス 2022 に基づく

[10]人口・住宅センサス(2022)及び ENHOGAR(2021 年)については、生活機能別の障害者割合に関する公式統計表にアクセスできないため、本表では JICA「国別障害関連情報」(2021 年)に掲載された 2013 年のデータを再掲している。なお、一人が複数の機能障害がある場合もあるため、機能障害別の障害者の割合は 100%にはならない。

表 2 居住地域別の障害者人数と比率(2022)[11]

地域	障害者数 (5 歳以上)	人口総数 (5 歳以上)	比率
Ozama	148,911 人	3,493,282 人	4.3%
Cibao Norte	78,414 人	1,531,398 人	5.1%
Cibao Sur	45,543 人	739,636 人	6.2%
Cibao Nordeste	38,740 人	624,739 人	6.2%
Cibao Noroeste	22,280 人	409,330 人	5.4%
Valdesia	40,905 人	881,090 人	4.6%
Enriquillo	18,523 人	365,852 人	5.1%
El Valle	22,959 人	499,924 人	4.6%
Yuma	32,618 人	761,016 人	4.3%
Higuamo	29,407 人	587,837 人	5.0%
合計	478,300 人	9,894,104 人	4.8%

出所:第 10 回人口・住宅センサス 2022 に基づき調査チームが作成

[11] https://odismet.org/blog/la-poblacion-con-discapacidad-en-el-x-censo-de-poblacion-y-vivienda-de-la-republica-dominicana(参照 2026-1-19)

2. 障害関連政策

2－1. 障害関連行政制度

【中央政府行政】[12]

全国障害者協議会（Consejo Nacional de Discapacidad。以下、「CONADIS」という。）は、障害分野の政策を統括する国家機関であり、大統領府に付属する自律的・分権的機関として位置づけられる。法人格を有し、行政・財政・技術面の自律性を持ちながら、障害に関する政策・計画・プログラム・プロジェクト及びサービスを策定・調整・監督・評価する役割を担う[13]。

障害者基本法（第 5-13 号）の制定から 7 年後の 2020 年には、同法に基づき CONADIS の統治理事機関の整備が進められ、まず国家理事会が設置され、続いて 2021 年に国家執行委員会が設置された。これらはいずれも国家機関と市民社会の代表を含む合議制機関であり、CONADIS 内部の意思決定や政策方向の調整を担う。国家理事会は 32 機関で構成され、そのうち 18 機関は障害者団体及び障害者向けサービス提供機関であり、国家執行委員会は 10 機関から成り、そのうち 8 機関が障害者団体及び障害者向けサービス提供組織で構成されている[14]。

障害関連担当機関

表 3 ドミニカ共和国の障害関連担当機関[15]

No.	機関名	概要
1	大統領府 （Presidencia de la República Dominicana）	CONADIS と社会政策調整室（Gabinete de Coordinación de Políticas Sociales）を管轄する。
2	保健省 （Ministerio de Salud Pública y Asistencia Social）	官民問わず、医療施設において、障害に関する統計を整備する義務を負う。CONADIS と国家保健サービス（SNS）との間で、障害評価を行う地域評価ユニット 3 か所を設置するための協定を締結し、全国評価・認定システムの実装を段階的に進めている（2025 年）[16]。
3	労働省 （Ministerio de Trabajo）	障害者の労働市場への参加を推進する。
4	教育省 （Ministerio de Educación）	インクルーシブ教育の推進。教育基本法、教育省令 05-2024 に基づき、パイロット 9 校から、100 校規模のインクルーシブ校に拡大する計画を推進中[17]。

[12] ドミニカ共和国政府が 2023 年政府報告より収集・編集
[13] https://conadis.gob.do/faqs/（参照 2026-3-1）
[14] https://docs.un.org/en/CRPD/C/DOM/2-3（参照 2026-3-1）
[15] JICA「国別障害関連情報」（2021）に基づき、政府報告及び各省庁の公式ウェブサイトの情報を反映して更新した。
[16] https://conadis.gob.do/noticias/conadis-y-sns-acuerdan-llevar-a-cabo-la-implementacion-del-sistema-nacional-de-valoracion-certificacion-y-registro-de-la-discapacidad/（参照 2026-3-13）
[17] https://www.diariolibre.com/actualidad/educacion/2025/10/22/minerd-promete-ampliara-acceso-a-20-mil-estudiantes-con-discapacidad/3286544(参照 2026-3-1）

5	行政省 （Ministerio de Administracion Pública)	公的部門の人事・公務員制度の主管機関であり、障害者の公的部門における雇用促進を監督する[18]。

出所: 各省庁の公式ウェブサイトに基づき調査チームが作成

国内調整委員会設置状況

委員会名称	全国障害者協議会（CONADIS）
委員会メンバー	教育省、保健省、財務・経済省、労働省、公共事業・通信省などの大臣もしくは代表者。障害種別ごとの障害者団体（Organizations of Persons with Disabilities。以下、「OPD」という。）、障害者支援団体などの代表者。
役割と実施状況	障害分野の公共政策の策定及び調整を担う、自律的かつ分権的な国家機関。障害のある人の権利の平等、機会均等及びあらゆる差別の撤廃を使命とし、関係省庁・OPD 等と連携して、障害に関する政策・計画・プログラムの立案、評価及び実施状況のモニタリングを行う。

出所：各省庁の公式ウェブサイトに基づき調査チームが作成

【地方政府行政】[19]

ドミニカ共和国は 31 の州と首都地区に分けられる。州は郡、市町村などの地方行政区にさらに分けられるが、中央省庁は州に出先機関を置くことで行政を円滑化している。

障害関連担当機関

機関名	概要
CONADIS の地方支部	CONADIS は、首都サントドミンゴ市内の本部オフィスに加えて、各州に配置された「地域連絡担当者（enlaces regionales）」を通じて地域レベルでの活動とサービス提供を行っている。

出所：CONADIS 公式サイトに基づき調査チームが作成

2－2. 障害関連法令・政策文書[20]

法律名	障害者の権利の平等に関する基本法（第 5-13 号）(Ley Orgánica sobre Igualdad de Derechos de las Personas con Discapacidad)
施行年	2013 年

[18] https://presidencia.gob.do/noticias/map-y-conadis-acuerdan-promover-la-inclusion-laboral-de-personas-con-discapacidad-en-el (参照 2026-6-1)
[19] 政府報告（2011）より収集・編集
[20] 政府報告（2023）に基づく。

概要	すべての障害者の権利と機会均等を保護・保障し、障害者の生活の質を向上させることを目的として、企業や非営利団体を監督する。

以下では、政府報告(2023)で言及された新しい法制度を年代の新しい順に整理する。

法律名	ドミニカ共和国における手話の承認に関する法律(第 43-23 号)(Ley núm. 43-23 que Reconoce la Lengua de Señas en la República Dominicana)
施行年	2023 年
概要	この法律により、ドミニカ共和国手話が公的に認められた。同法は、聴覚障害者のコミュニケーション権を保障し、教育、行政、公共サービス、労働分野での手話利用促進を目的とする[21]。

法律名	自閉スペクトラム症者の支援・インクルージョン・保護に関する法律(第 34-23 号)(Ley núm. 34-23 de Atención, Inclusión y Protección para las Personas con Trastorno del Espectro Autista (TEA))
施行年	2023 年
概要	基本原則として、自律性、平等、インクルージョン、アクセシビリティ、社会参加の促進などを掲げ、国家機関による自閉スペクトラム症(Autism Spectrum Disorder。以下、「ASD」という。)児・者支援体制の整備を義務付けている[22]。

法律名	一般保健法(Ley general de Salud)[23]
施行年	2001 年
概要	普遍性、団結、公平性、効率性、有効性、包括性、協力といった一般的原則及び、障害の予防と社会への再加入の仕組みを定めている。また、障害者の健康の権利の保障と障害が引き起こすリスクの予防を定めている。

法律名	社会保障法(Ley de Seguridad Social)[24]
施行年	2001 年

[21] https://presidencia.gob.do/noticias/presidente-abinader-encabeza-promulgacion-de-la-ley-que-reconoce-la-lengua-de-senas-en-la(参照 2026-3-1)

[22] https://presidencia.gob.do/noticias/poder-ejecutivo-promulga-ley-para-proteccion-de-personas-con-trastornos-del-espectro(参照 2026-3-1)

[23] https://repositorio.msp.gob.do/handle/123456789/747(参照 2026-3-13)

[24] https://repositorio.msp.gob.do/bitstream/handle/123456789/746/LeyNo.87-01.pdf?sequence=1&isAllowed=y(参照 2026-3-13)

概要	社会保障制度の確立を目指し、その管理とともに、中央政府と市民の間の老齢、障害、年齢による退職、病気、出産、育児、労働上のリスクなどから市民を守るための資金に関する相互の義務と権利を定めている。

法律名	一般教育法（Ley General de Educación）[25]
施行年	1997 年
概要	特別な教育的ニーズのある児童生徒を含めたすべての児童生徒の権利を平等に保障している。

法律名	労働法（Código de Trabajo）[26]
施行年	1992 年
概要	障害のある労働者の権利と機会均等が第 314～316 条において保障されている。

その他にも障害者規則として以下が定められている。

省令名	ドミニカ共和国教育システムにおけるインクルーシブ教育の指針（省令第 05-2024 号）[27]（Ordenanza núm. 05-2024, que establece los lineamientos para la Educación Inclusiva en el Sistema Educativo Dominicano）
施行年	2024 年
概要	教育省・国家教育評議会が 2024 年に発出した教育現場でのインクルーシブ教育の具体的な運用指針

障害者政策

計画名	障害者国家計画 2025–2035（Plan Nacional de Discapacidad 2025–2035）[28]
施行年	2025 年
概要	障害者の権利と社会参加を保障するため、今後 10 年間に国家として取り組むべき優先課題と行動指針を示した包括的な障害者政策であり、平等な機会、アクセシビリティ、インクルーシブな教育・文化・スポーツ、健康とリハビリテーション、ディーセント・ワークと持続可能な雇用、社会的保護と包摂の 6 つを戦略的行動軸として、障害を環境との相互作用として捉える権

[25] https://siteal.iiep.unesco.org/sites/default/files/sit_accion_files/ley_66_ley_general_de_educacion.pdf(参照 2026-3-13)
[26] https://mt.gob.do/wp-content/uploads/2024/07/codigo_de_trabajo.pdf（参照 2026-3-13）
[27] https://www.educando.edu.do/portal/wp-content/uploads/2024/07/ORDENANZA-05-2024-lineamientos-educacion-inclusiva.pdf（参照 2026-3-13）
[28] https://plandiscapacidad.conadis.gob.do/（参照 2026-3-13）

	利基盤アプローチに基づき、政府と社会の責務・役割を体系的に示している。 公式ポータルサイト https://plandiscapacidad.conadis.gob.do/

計画名	ジェンダー平等及び公平に関する国家計画 2020–2030[29] (Plan Nacional de Igualdad y Equidad de Género 2020–2030)
施行年	2020 年
概要	障害女性を優先的な配慮が必要な対象とする。障害女性の性と生殖に関する健康・権利とサービスへのアクセス改善、年齢にかかわらない障害者向け連帯年金の導入などを、不平等と貧困是正の重要な措置として位置づけている。

政策名	国家開発戦略 2030(Estrategia Nacional de Desarrollo 2030)[30]
施行年	2012 年
概要	長期的な国の目指す姿、解決すべき優先課題、行動指針、国が担う責務、障害分野を含む国民生活のさまざまな事項を定義している。

2－3. 障害関連施策[31]

① 保健医療

政府報告(2023)によれば、ドミニカ共和国政府は、法律第 42-01 号(一般保健法)に基づき、すべての人が差別なく健康に関するサービスを受ける権利を持つことを明記している。同法第 28 条により、医療機関は運営許可を得る前に、身体障害者が利用できるアクセシビリティ要件を満たす必要がある。多くの公的医療機関は建築上の制約を抱えており、改修予算の計上が求められている。新設される一次医療施設はユニバーサル・デザイン国家基準への適合が求められている。また、障害のある移民にも、在留資格に関わらず、救急・一次医療への無償アクセスが保障されている。

政府は、障害の種類ごとの支援グループ設立などメンタルヘルスサービス強化にも取り組んでおり、医療職員採用に際してはインクルージョンと無差別の方針を適用している。ただし、聴覚障害者に対応できる医療スタッフや手話通訳者の不足が依然として課題である。

障害者権利委員会は、障害者が保健サービスに十分アクセスできないことを懸念している。特に、遠隔地で医療施設・機器・情報の不足が顕著であり、加えて障害女性に対する婦人科・産科サービスがアクセシブルでない点を問題視している。さらに、医療専門職を対象とした、人

[29] https://mujer.gob.do/transparencia/phocadownload/Publicaciones/Planeg/PLANEG%20III%202020-2030.pdf(参照 2026-3-13)
[30] https://www.riadis.org/wp-content/uploads/2020/10/Ley-1-2012.pdf(参照 2026-3-13)
[31] 政府報告(2023)、障害者権利委員会の総括所見(2023)に基づき記載。

権に基づく障害理解に関する定期的研修が実施されていないことも懸念事項として挙げている。

委員会は政府に対し、OPD と協働しながら以下の措置を取るよう勧告している。

- すべての障害者が、合理的配慮を通じて質が高くジェンダーに配慮した保健サービスを全国的に利用できるようにすること。
- 保健情報を点字、手話、やさしい読み物などのアクセシブルな形式で提供し、保健従事者に障害者対応研修を実施すること。
- すべての医療施設で、障害女性にも利用可能な婦人科・産科サービスを確保すること。
- 医師や医療スタッフ向けの人権に基づくアプローチに関する研修を制度化し、その設計・実施に OPD を関与させること。

② 教育

政府報告(2023)によれば、教育省が国連児童基金(United Nations Children's Fund。以下、「UNICEF」という。)の技術支援を受けて「全国インクルーシブ教育モデル」を導入し、これを通常学校・特別学校・教育センターで実施している。また、重度・重複障害児向け特別学校、ろう児向け学校・学級、通常学校内のインクルーシブ学級、自立生活と就労移行を目的とする移行学級(Aulas de transición a la vida adulta)、インクルーシブな実践を進める通常学校など複数の就学オプションを整備していると報告している。2023 年 3 月時点で、通常学校と特別学校を合わせて 27,465 人の障害のある児童生徒が在籍しており、これは 2021 年に把握された障害児数の 91.4%に相当するとされる。また、高等教育・科学・技術省と CONADIS は、高等教育政策や制度改革にインクルーシブな視点を組み込むための協力協定を締結し、大学キャンパスでの研修実施や、各大学における障害者インクルージョンの取組状況及びワシントン・グループ質問紙セットを用いたデータ収集のフォローアップも行っている。

特別支援教育からインクルーシブ教育への移行については、政府は分離型からインクルーシブなモデルへの転換を図る重点校を「モデル校」として位置付け、国・地域・地区レベルの教育担当官、学校管理職・支援スタッフ・教員を対象に研修を実施している。前年度には 7 センターの 227 人が研修を受け、翌年度には 37 センターと 2 つの職業学校(Politécnicos)に対象を拡大する計画が示されている。加えて、学校・教員・家庭を支援し、インクルーシブ教育の推進を担う「多様性センター(los Centros de Recursos para la Atención a la Diversidad)」の担当範囲を 18 地域教育事務所と 122 地区特別教育担当官まで広げることで地域レベルの支援体制を強化していく方針である。

「成人・就労生活への移行プログラム」(el programa de Transición a la vida Adulta y Laboral)に基づき、ASD の生徒向けに初の労働学校(Escuela Laboral)を設置し、新規職員を配置するとともに、障害センター施設の一部を同プログラムのために提供している。

教育省はさらに 2024 年、通常学校に在籍する障害児を把握するための新たなモニタリングツールを導入した。これにより、従来は特別学校に限定されていた調査の対象が通常学校へも

拡大された。その結果、障害児を受け入れる通常学校への予算配分が可能となり、特別教育局が障害種別ごとのニーズ情報を収集する仕組みが整えられた。学校管理情報システムを通じて27,465 人の障害児が障害種別別に登録されている。

また、脆弱層向け社会保護プログラム「Supérate」[32]との連携により、同プログラムの施設内に移行学級（Aulas de Transición）を設置し、ASD やその他の障害のある生徒の移行支援を拡大している。

また、盲ろう及び重複障害児向け教育モデルを開発し、2023／24 年度から導入した。障害児送迎用スクールバスの増車により通学支援の拡充も図っている。

インクルーシブ教育の戦略面では、教育省が夏期の現職教員研修に障害児教育支援を正式に組み込み、校長、カウンセラー、心理士、教員など約 1 万 6 千人に研修を提供するなど、一般教育教員を含む教育関係者の能力強化を進めている。国立教員養成研究所（Instituto Nacional de Formación y Capacitación del Magisterio）やその他の機関との連携により、特別支援教育教員やろう教育教員向けの修士・ディプロマ課程への奨学金や、インクルーシブ教育・視覚障害・盲ろう教育に関する専門研修コースを整備し、聴覚障害児向け書記スペイン語教育のディプロマ課程を新設する計画も示されている。

一方で、障害者権利委員会は総括所見において、インクルーシブ教育の導入に向けた進展を認めつつも、いくつかの重要な懸念を示している。まず、全国インクルーシブ教育モデルは2024 年に国家教育評議会で承認されたものの、その実施は依然として全国に十分行き渡っておらず、主に首都及び主要な県に資源が集中していること、そしてモデルの実施状況を追跡・監視する仕組みが欠如していることが問題視されている。

また、学校施設の物理的・環境的アクセシビリティが不十分であり、特に農村部や遠隔地において、障害児向けの交通サービスに深刻な不足がある点も懸念とされている。

さらに、就学前教育段階で特定されている障害児の数が非常に少なく、早期発見と早期支援の体制が整っていないこと、一般教育教員に対するインクルーシブ教育の権利や支援技術を含んだ教授法に関する研修が依然として限定的であること、そして教員、学校コミュニティ、家庭の中に残る態度的・差別的な障壁が障害児の就学を妨げていることも指摘されている。

こうした課題を踏まえ、委員会は、政府に対して、障害児・者とその家族・代表団体を積極的に関与させながら、全国インクルーシブ教育モデルの実施を農村部や遠隔地を含めて強化し、その進捗を把握する監視メカニズムの確立を求めている。また、通常学校のアクセシビリティ向上や教育活動に必要な支援機器の提供、障害児向け交通サービスの改善・調整、教育システム全段階、特に就学前段階における障害児数の十分なデータ収集を行うこと、そして一般教育教員のカリキュラムと教授法にインクルーシブ教育の内容を一層組み込み、学校関係者内の態度的障壁を克服するための啓発を進めることなど、インクルーシブ教育の実質的な権利保障に向けた一連の措置の強化を勧告している。

[32] https://datos.gob.do/organization/about/superate（参照 2026-3-13）

③ ジェンダー（障害女性等）

ドミニカ共和国では、女性省が行政全体にジェンダー平等アプローチを主流化する主管機関として位置づけられている。女性省は「ジェンダー平等及び公平に関する国家計画 2020–2030」を策定している。同計画では、障害女性は、平等のための教育、包括的保健医療、経済的自立、市民権と政治・社会参加、女性に対する暴力、ジェンダーと環境、デジタル技術によるエンパワメントの各領域において対象とされる。同計画には、障害女性に関する 3 つの特定指標が設けられている。具体的には、妊娠可能年齢の障害女性が自らのニーズに合った予防及び性と生殖に関する保健サービスを受けている割合、老齢・障害・遺族年金保険制度における女性被保険者の割合、障害女性の権利に関する啓発キャンペーンの実施状況である。

女性に対する暴力の分野では、「女性に対する暴力のない生活のための戦略計画」が採択され、ジェンダーに基づく暴力を経験する障害女性の特有の脆弱性とニーズを考慮した差別化アプローチに基づくサービス提供が規定されている。 女性省は、被害女性支援担当者を含む職員に手話研修を実施するとともに、暴力被害女性及びその子どものための一時避難所について、スロープの設置や車いす・松葉杖・歩行器の整備など物理的アクセシビリティの確保に取り組んでいる。

偏見やスティグマへの対応として、女性省は啓発・研修活動を行い、ジェンダーと障害を主題とする会合を通じて、障害女性が直面する複合差別や暴力に関する理解を深め、対応策を検討している。また、「Bono Mujer（女性住宅手当）」を創設し、住宅総コストの一部を補助することで、単身女性や暴力被害者、障害女性や障害のある扶養家族を持つ女性等の住宅アクセスと経済的自立を支援している。さらに、法的支援、心理社会的支援、避難所の提供、手話対応チームや障害女性向けホットラインの運営を通じて、無差別かつ平等なサービス利用の機会の確保を目指している。

一方、障害者権利委員会は、障害女性及び女児の権利、とりわけジェンダーに基づく暴力からの保護に関する法律・政策・プログラム・措置が依然として不十分であり、「女性に対する暴力のない生活のための戦略計画」に障害女性に特化した条項が欠如している点を懸念している。また、暴力・虐待・搾取からの回復を支援するシェルターやセラピーなどの保護メカニズムへの自立的アクセスを確保する措置が全国的に整備されていないこと、女性関連の政策決定の場への障害女性の代表の不参加を指摘している。

委員会は障害女性及び女児の代表団体と協議しながら、彼女たちの権利を保護する法律・政策・プログラム等の新設・改正、特にジェンダーに基づく暴力の予防の強化を勧告している。さらに、暴力被害に遭った障害女性及び女児向けの支援センターや緊急シェルター等のサービスを、全国でアクセシブルな形で整備し、必要な支援を提供すること、平等と機会均等評議会に障害女性らの代表が参加できるよう措置を講じることを求めている。

委員会はまた、障害児に対する物乞いの強要や従属を目的とする強制婚姻などの搾取的慣行、ならびに障害者に対するあらゆる形態の暴力、ジェンダーに基づく暴力を含む暴力の継続的な発生を深刻に懸念している。こうした状況を踏まえ、委員会は政府に対し、こうした行為の

実態把握と加害者処罰を伴う実効的保護措置の実施、既存の立法及び政策の履行強化、被害者への効果的な救済と補償の提供、ジェンダー・年齢・障害種別等で分類した暴力関連データの収集・モニタリング及び障害インクルーシブな調査研究の実施を勧告している。

さらに、家族の要請や医療従事者の判断に基づき、障害女性及び女児に本人の同意なしに不妊手術が行われているとの報告に懸念を示し、関連法の実施を徹底し、自由かつ十分に説明された同意を保障する措置を講じるべきと勧告している。本人の同意なしに不妊手術を受けた女性に対する回復的正義の確保、加害行為の調査と処罰、すべての医療施設における障害女性に対するアクセシブルな婦人科・産科サービスの提供、ならびに障害女性に広くみられる失業や労働市場での差別・制度的障壁に対処する合理的配慮等の実効的措置の導入を求めている。

④ 職業訓練、雇用、就労

政府報告で述べられている主な取組として、労働省は国家雇用計画（2020–2024）を策定し、2024 年までに、人間としての尊厳が尊重された 60 万件の正規雇用を創出することを目標に掲げている。この計画は部門別・地域別の戦略的行動ラインと具体的目標を定め、その優先対象に女性、シングルマザー、若者（就学も就労もしていない若者を含む）及び障害者を位置付け、国内の多様な生産セクターとの対話・協議を通じて策定されたものである。

こうした雇用政策を支える制度として、労働法典及び雇用サービス条約第 88 号に基づき運営される国家雇用サービスがある。国内各州に設置された 40 の雇用オフィスのネットワークを通じて、求職者が履歴書を登録し、「RD Trabaja」ポータルに登録している企業の求人とマッチングされる仕組みが整えられている。国家雇用サービスは他の国家機関とも連携し、職業紹介や起業支援などの雇用サービスへのアクセスを保障しており、2023 年に開始された「雇用への道」プログラムでは、地域に根ざした雇用フェアを通じて職業相談やインクルーシブな職業紹介を提供し、全国民のユニバーサルなアクセスと機会均等を目指している。

障害者や若者、女性の雇用促進に向けては、障害者支援を専門とする非営利団体が主導するインクルーシブな就職活動技術ワークショップや、障害者を対象とした求人枠を設けた就職フェア、青年省との連携による就職・起業フェアなどを実施している。また、企業向けには障害者の労働市場へのインクルージョンに関するガイドを示すなど、障害者雇用の具体的な手引きを提供している。2022 年 11 月の「インクルーシブ雇用の日」には、ホテル部門における職業紹介や手話による求職面接が実施された。視覚障害者の就労可能性と社会参加を促進するONCE 財団[33]のアゴラ・プログラムやドミニカ盲人財団への支援も報告されている。

職業訓練については、サントドミンゴ職業訓練工房が、脆弱な背景をもつ失業中の若者 173 人（うち障害者 69 人）に対し、工芸、特別プロジェクト（絵画・点描など）、配管、建設、大工などの訓練を提供し、労働市場への参入を支援している。一時雇用プログラム（決議第 24-2021 号）

[33] スペイン全国盲人協会（Organización Nacional de Ciegos Españoles）。

では、若者及び成人の労働市場への統合・再統合と生産セクターの活性化を目的に、労働省が最初の 6 か月分の給与を補助している。この枠組みのもとで CONADIS により公式に認定された障害者 4 名が雇用を得ており、こうした賃金補助プログラムを通じた初の障害者雇用事例とされている。さらに、2023 年全国経済活動調査には初めて障害者に関するセクションが設けられ、障害者の経済活動への関与に関する情報収集の強化が図られている。

一方、総括所見で障害者権利委員会は、こうした政策的枠組みや個別プログラムの存在を認めつつも、障害者、特に障害女性の失業が依然として広く見られることを懸念している。また、公的部門における障害者雇用について、第 5-13 号法で定められた 5%雇用割当の遵守水準が低く、この点に関する説明責任のメカニズムも欠如していること、民間部門の障害者雇用促進を目的とした同法上の税制優遇措置が十分に予算化・配分・実施されていないことが指摘されている。

障害者権利委員会は、OPD との緊密な協議と当事者の積極的参加を得ながら、国家雇用政策を見直し、障害女性、知的障害、精神障害を含むすべての障害者の労働権を実質的に保障することを勧告している。そのうえで、第 5-13 号法を厳格に履行し、公的部門における 5%雇用割当の遵守状況をモニタリングする仕組みを整備し、不遵守の場合には制裁を科すこと、また民間部門の雇用目標達成を促すために同法に定められた税制優遇措置を適切に予算化し、実際に配分することを求めている。

⑤　社会保障、障害福祉サービス

政府報告で述べられている主な取組として、ドミニカ共和国では「障害評価・登録・認定システム」を導入し、障害者が社会サービスや給付、包括的リハビリテーションに他者と平等な条件でアクセスできるようにすることを目的としている。 2022 年にはシステム設計の基本構成と年齢別の機能指標が策定され、情報システムのデジタル化を通じて各地域からアクセスできる仕組みの整備が進められている。2021 年 1 月から 2023 年 9 月までに、子ども・青少年 4,264 人、成人 3,321 人を含む計 7,585 人の障害者が障害認定証を受け取っており、この認定証には脆弱な集団に対する公的サービスやプログラムの利用に必要な情報が盛り込まれているとされる。

社会保障面では、2019 年以降、社会保障制度の補助付きスキームのもとで、月額 6,000 ペソ（1 ペソ＝約 2.4 円換算で約 14,000 円）の連帯給付を導入している。この給付は、多面的貧困に加え、自身の障害や障害児の養育（シングルマザー）といった複数の脆弱要因が交差することで社会的な排除や参加の制限に直面している人々を対象としている。さらに、2022 年 12 月には行政決議第 009-2022 号により「障害のある子ども・青少年のための国家基金」が創設され、該当世帯に対して生活水準の向上を目的とした現金給付が提供されている。

一方、総括所見で障害者権利委員会は、多くの障害者が依然として貧困状態に置かれており、障害関連費用を含めて十分な生活水準へのアクセスを保障する包括的な社会保障制度が整っていないことを懸念している。特に、第 5-13 号法第 136 条及び第 137 条に基づき設立さ

れた「障害者基金」が未だ運用開始されていないこと、連帯年金（Pensión de Solidaridad）を利用している障害者の数が少ないこと、そして国内に居住するハイチ系障害者や障害のある女性世帯主が利用できる社会保障サービスの範囲が限定的であることが、具体的な問題として指摘されている。

障害者権利委員会は、他の所得源を持たないすべての障害者に十分な生活水準を保障するため、障害関連コストをカバーできる十分な補助金や手当を含むユニバーサルな社会保障制度を採択するよう勧告している。また、第 5-13 号法により設立された障害者基金を速やかに運用開始すること、障害者が自ら利用資格を有する各種給付（連帯年金を含む）について十分な情報にアクセスできるようにすること、さらにハイチ系障害者や障害のある女性世帯主が社会保障サービスにアクセスできるよう、既存の取組を継続・強化することも求めている。

⑥　運輸交通、都市開発（アクセシブルなまちづくり）

政府報告で述べられている主な取組として、ドミニカ共和国は、物理的環境や情報・交通のアクセシビリティ向上に向けて、全国的な基準と評価ツールを整備している。具体的には、国家アクセシビリティ評価システムを通じて、公的・民間機関が物理的環境のアクセシビリティに関する現行基準の遵守状況を自己評価し、その結果に基づいて障壁除去計画と予算・スケジュールを策定できる仕組みを導入している。このシステムを支えるため、品質基準機関 INDOCAL が CONADIS の技術支援を受けて統一的なアクセシビリティ基準を策定しており、NORDOM 779（物理的環境の一般基準とユニバーサル・デザイン）、NORDOM 826（都市部・農村部の歩行者用標識・信号）、R-007（障壁のない建築設計に関する規則）、ユニバーサル・アクセシビリティ第 1・2 部（DALCO 基準及びアクセシビリティ・マネジメントシステム）などが承認・策定済みまたは審査中とされている。さらに、歩行者及び車両による交通サービスの改善に向けて、道路旅客移動システムとその固定インフラ・施設に関するアクセシビリティ要件を定めた NORDOM 881 及び 882 が導入されており、移動・交通分野におけるアクセシブルな基準の整備が進められている。運輸交通と都市空間の整備では、道路交通・陸上輸送国家研究所が「安全な歩行者プロジェクト」を実施し、歩行者の流れが多い交差点での改善策を検討・調整することで、特に移動制約のある人々のモビリティニーズに対応しようとしている。あわせて、公共事業・通信省は全国規模でインクルーシブな歩道や縁石の整備・改修プログラムを導入し、日常的な移動環境のアクセシビリティを高める取組を進めている。都市開発と自治体レベルの取組としては、大統領府民間社会関係担当副大臣室、自治体連盟、国家地区市長室と連携し、CONADIS が「インクルーシブ自治体」の開発ロードマップを推進している。2023 年時点で、インクルージョン部局を有する 14 の自治体が優先的対象とされ、作業計画の策定支援、障害者の権利に関する意識啓発、平等な権利と機会の促進措置を定める条例への署名を目標とした活動が行われている。これらの条例では、自治体内の公共空間やサービスのアクセシビリティ改善と、そのための予算配分の優先付けが主要な柱として位置づけられており、アクセシブルなまちづくりの制度的基盤を構築しようとしている点が強調されている。さらに、女性省が運営する暴力被害女性

のための避難所は、ハリケーンや COVID-19 パンデミックなどの緊急時にも利用可能なアクセシブルな建築設計となっており、災害時にも障害女性や子どもが安全に避難できるよう配慮されている。

一方、総括所見で障害者権利委員会は、政令 363-16 号[34]などアクセシビリティに関連する規定を含む法令や規格が存在するにもかかわらず、物理的環境や交通に関するアクセシビリティには依然として大きなギャップがあることを懸念している。特に、多くの公共建築物が国内のアクセシビリティ基準を満たしていないこと、既存の建物や物品・サービスに関してアクセシビリティ基準を法的に執行する手段が乏しいこと、そして道路や大通りを含む主な公共事業が中央政府の権限に属するため、「インクルーシブ自治体開発ロードマップ」が十分機能していないことが具体的な課題として挙げられている。障害者権利委員会は、障害者の代表団体と緊密に協議し、その積極的参加を得ながら、都市部と農村部の双方において障害者が他の人と平等に物理的環境や交通にアクセスできるようにする包括的なアクセシビリティ措置を策定・実施するよう勧告している。

⑦ 情報アクセシビリティ

政府は 2023 年に法律第 43-23 号を公布し、国内のろう者にとっての公的なコミュニケーション手段として手話の使用及びインクルージョンを公式に認めている。この法律は、手話を公的領域におけるコミュニケーション手段として制度的に位置づけることで、ろう者が直面してきたコミュニケーション上の障壁を低減し、情報及びコミュニケーションへのアクセスを保障することを目的としており、障害者権利委員会は初回総括所見に基づく勧告を踏まえてこうした立法・政策措置が採択された点を歓迎している。

一方で総括所見（2023）では、情報・コミュニケーションのアクセシビリティ確保には依然として大きなギャップが残っていると指摘されている。特に、多くの公的・私的機関のウェブサイトがアクセシブルでなくデジタル・アクセシビリティ基準を満たしていないため、ろう者や視覚障害者、知的障害及び精神障害のある人々がオンライン情報に十分アクセスできていないこと、さらに銀行サービスへのアクセスが依然として障害者、とりわけ視覚障害者に対して差別的であり、「非識字者」と分類されることであらゆる銀行手続きに証人同伴を求められていることが懸念事項として挙げられている。このため障害者権利委員会は、都市部と農村部の双方において、障害者が他の人と平等に情報及びコミュニケーション（デジタル形式を含む）にアクセスできるようにする包括的なアクセシビリティ措置を策定・実施するよう勧告している。具体的には、すべての司法・行政施設において、点字、手話、アクセシブルなデジタル形式、やさしい読み物、音声解説、動画の文字起こしなど代替的・補助的な情報・コミュニケーション手段を整備し、法的手続きの全過程で利用可能にすることが求められている。

また、障害者権利委員会は、手話が法的に公用語として認められたにもかかわらず、認定さ

[34] Decreto núm. 363-16 que establece el Reglamento de Aplicación de la Ley núm. 5-13, sobre Discapacidad en la República Dominicana.

れた手話通訳者が不足し、手話研修戦略及び認定制度の実施が遅れていること、盲ろう者のコミュニケーション・言語的ニーズが十分に考慮されていないことを懸念している。 これを踏まえ、委員会は、OPD との緊密な協議と当事者の積極的参加を得ながら、手話研修戦略及び適切な認定制度を実施して国家手話通訳者の人数を増やすこと、盲ろう者のコミュニケーションと情報アクセスのニーズに応える支援措置を整備することを勧告している。

⑧　防災

政府報告で述べられている主な取組として、国家レベルの防災調整機関である国家緊急・民間防衛委員会は、保護・ジェンダー・年齢に関するアドバイザリーグループ及び Oxfam、Plan International、Habitat for Humanity から成るコンソーシアムの支援を受け、障害者や慢性疾患のある人、高齢者の緊急事態時の支援に関する啓発キャンペーンを実施している。また、災害対策の調整機関である緊急事態運営センターには CONADIS が構成機関として参画しており、同センターから発出される警報には、マスメディアを通じた手話通訳が組み込まれている。CONADIS はさらに、リスク予防・軽減技術委員会の作業セッションに参加し、国家緊急計画の枠組みのもとで、脆弱集団の特別なニーズやリスク認識を扱う「国家災害リスク管理計画」の改正案を含む暫定文書の作成を完了したと報告されている。

一方で総括所見において障害者権利委員会は、COVID-19 パンデミック時に複数の国連機関から、障害者が情報、緊急サービス、社会的保護プログラムにアクセスできなかったとの報告があったことを深刻に受け止めている。これは、防災計画や緊急時対応戦略の策定にあたり、障害者のニーズが十分に組み込まれていないことの表れであり、防災分野での障害インクルージョンの不足が明確な懸念事項として示されている。同委員会は、国家・地域・自治体レベルの防災対応計画や戦略を策定する際には、OPD と緊密に協議し、あらゆる危険な状況において障害者の特有のニーズを明示的に組み込むよう勧告している。さらに、緊急電話番号やホットラインなどすべてのコミュニケーション手段の完全なアクセシビリティを確保し、テキストメッセージ、ビデオリレーサービス、そのほかアクセシブルな通信技術を用いた 24 時間サービスを整備することで、障害者が常にリアルタイムに緊急サービスへアクセスできるようにすることを求めている。

3. 国際条約及び国際協力等の実績

3－1. CRPD 批准による対応状況[35]

ドミニカ共和国は 2009 年 8 月 18 日に CRPD と選択議定書を批准し、2011 年 12 月 5 日に初回政府報告を提出した。その後の審査を経て 2015 年に初回総括所見が採択された。第 2・3 回統合定期報告は 本来 2019 年が提出期限であったが、2023 年 10 月 30 日に提出され、2025 年 3 月に対話審査が行われ同月 17 日に総括所見が採択された。

主な懸念事項として、委員会は、法制度全体を体系的に見直し、差別的概念や用語を排除して CRPD と整合させること、政府横断の調整メカニズムを強化し、全国で一貫した保護・支援を保障すること、障害者、特に障害女性の実質的な参画を確保する協議メカニズムを創設・強化すること、OPD が意思決定に参加できるよう十分な財政的・制度的支援を提供することを勧告した。

3－2. マラケシュ条約実施状況

ドミニカ共和国は 2018 年 6 月 5 日にマラケシュ条約（視覚障害者等のための著作物へのアクセスを促進するための条約）を批准しているが、同国には条約批准以前から、視覚障害者その他の身体障害者のために非営利目的で行われる公衆への伝達を著作権の例外とする「著作権法第 44 条第 3 号」の規定が存在することが指摘されている（pre-Marrakesh exception）[36]。一方で、この既存の例外規定を超えてマラケシュ条約の要件を満たすために新たに制定・改正された国内法や実施規則、ならびに公認機関（Authorized Entity）の公式な指定状況については、世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization: WIPO）やドミニカ共和国政府機関等のウェブサイトを含む本調査におけるオンライン文献調査・アンケート調査の範囲では、依然として確認することができなかった。

3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組

SDGs との関連において、これまで上記の各テーマで触れていない重要点のみを整理すると、以下のとおりである。まず、総括所見において障害者権利委員会は、SDGs ターゲット 10.2（年齢、性別、障害等にかかわらずすべての人の社会的・経済的・政治的包摂を促進すること）及び 10.3（差別的な法律・政策・慣行の撤廃と機会均等の確保）との関連で、障害に基づく差別を防止するための制度面の強化を求めている。その中核として、司法・行政を含むアクセシブルで効果的な苦情申立て・救済メカニズムを整備し、被害者に救済を提供するとともに加害者を処罰すること、さらに全国及び関係するすべての機関において反差別政策と実務が一貫して適用・執行されるよう、明確な指針と手続きを策定・実施することが勧告されている。加えて、条約実施のための国家戦略において、交差性及び複合差別に対応する措置を明示的に位置付け、ジェンダー、年齢、障害種別などが重なり合う差別構造への対応を戦略レベルで組み込むこと

[35] 国連障害者権利条約委員会（CRPD Committee）の公式ウェブサイトに基づき記載。
[36] https://www.arl.org/national-implementations-marrakesh/ (参照 2026-3-14)

が求められている。

また、SDGs ターゲット 16.3（法の支配の促進とすべての人の司法への平等なアクセスの確保）との関連では、障害者の平等な権利に関する法律第 5-13 号第 VII 章を着実に実施し、障害者への法的援助を実効的なものとすることが勧告されている。具体的には、障害女性、子ども、高齢者を含む障害者の司法アクセスを妨げるあらゆる障壁を取り除くとともに、苦情申立て及び救済手段に関する情報を広く周知することが求められている。さらに、司法・行政施設において、点字、手話、アクセシブルなデジタル形式、やさしい読み物、音声解説、動画文字起こし等の多様なコミュニケーション手段を整備し、手続の全過程において利用可能とすることが必要とされている。加えて、年齢及びジェンダーに応じた手続上の配慮や支援サービス、無償の法的代理の提供を通じて、障害者が裁判官、法律顧問、証人等として司法制度に参加できるよう制度改革を進めること、また農村部や遠隔地を含むすべての司法関係者を対象とした障害者の権利に関する研修を拡大することが重要な課題として示されている。

3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組

ドミニカ共和国が障害と開発分野に関連して批准している CRPD 以外の主要な国際条約と、その要点・勧告を簡潔に整理すると以下のとおりである。

同国政府は女子差別撤廃条約（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women。以下、「CEDAW」という。）を批准しており、2022 年の第 81 会期において第 8 回定期報告に関する審査が実施された。CEDAW 委員会は、障害女性及び女児が障害とジェンダーが重なった複合差別に直面し、ジェンダーに基づく暴力、司法アクセス、社会保障などから排除されやすいことを懸念し、障害とジェンダーの交差性を反映した法改正・政策立案、データ収集、暴力防止及び支援サービスの強化等を勧告している[37]。

また、同国政府は子どもの権利条約（Convention on the Rights of the Child。以下、「CRC」という。）を批准しており、最も新しい総括所見は、2023 年 9 月に採択された第 6 回定期報告に関するものである[38]。CRC 委員会は、同国に対して、人権に基づく障害アプローチを採用し、障害児のインクルージョンに関する包括的戦略を策定するよう強く求めている。具体的には、障害児に関するデータ収集と診断体制の整備、早期発見・早期介入を含む保健医療サービスへのアクセスの確保、予防・ケア・リハビリテーション及び社会的インクルージョンを対象とする包括的な国家政策と指標・モニタリングメカニズムの構築、障害のある子ども・青少年のための国家基金の法的根拠を含む設置、統合クラスにおけるインクルーシブ教育及び保健・出生登録・社会保障・幼児期発達・保育・暴力防止などの質の高いサービスへのアクセス保障、学習困難のある子どもに個別支援を提供できる専門教員・専門職員の養成・配置、さらには政府関係者・市民・家族を対象とする、障害児へのスティグマと偏見をなくし前向きなイメージを促進する

[37] https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/TBSearch.aspx?Lang=en&TreatyID=3&CountryID=52(参照 2026-3-14)

[38]https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRC%2FC%2FDOM%2FCO%2F6&Lang=en(参照 2026-3-14)

ための啓発活動の実施を勧告している。

さらに、同国政府は、障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約（国際労働機関（ILO）159 号条約）も 1994 年に批准している[39]。同条約の下で、加盟国は、障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する国家政策を、自国の状況に応じて策定・実施し、定期的に見直すことが求められている。条約の履行状況を実質的に審査・評価する条約勧告適用専門家委員会（Committee of Experts on the Application of Conventions and Recommendations: CEACR）は、2023 年にドミニカ共和国の履行状況を審査し、直接要請（Direct request）を発出した[40]。同要請は、障害者雇用政策が包括的かつ体系的に運用されていない点を指摘している。具体的には、障害者団体等との実効性のある協議の不足や、施策の効果を測定するための統計データの欠如を問題視している。そのうえで、法定雇用率の遵守とインセンティブ付与の強化、職業訓練のアクセシビリティ向上、および保護雇用から一般労働市場への移行を促進するための具体的かつ実効的な措置を求めている。

3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績）

• 日本政府

- 2025 年 11 月 12 日、草の根・人間の安全保障無償資金協力案件「国家特別区全国視覚障害者協会医療・点字機材整備計画」の贈与契約署名式を実施[41]。
- 2024 年 1 月 17 日、草の根・人間の安全保障無償資金協力案件「東サント・ドミンゴ市リハビリ財団福祉車両整備計画」の贈与契約署名式を実施[42]。
- 個別専門家案件「持続可能な社会経済開発政策策定及び実施能力強化」（2024 年 9 月～2026 年 9 月）にて、障害分野の本邦有識者を派遣し、当該分野の政策対話を実施。

• 他ドナー

国連開発計画（United Nations Development Programme: UNDP）

- CONADIS との覚書を通じて、国家障害計画 2025–2035 の実施支援、登録・認定システム強化、アクセシビリティ向上といった中長期の障害インクルージョン政策の推進パートナーとして位置付けられている[43]。

[39] https://treaties.un.org/doc/Publication/UNTS/Volume%201401/volume-1401-I-23439-English.pdf (参照 2026-3-14)

[40] https://normlex.ilo.org/dyn/nrmlx_en/f?p=NORMLEXPUB:13100:0::NO::P13100_COMMENT_ID,P13100_COUNTRY_ID:4288506,102930 (参照 2026-3-14)

[41] https://www.do.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00839.html(参照 2026-3-14)

[42] https://www.do.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00762.html(参照 2026-3-14)

[43] https://www.undp.org/es/dominican-republic/blog/un-futuro-sin-barreras-avances-y-alianzas-por-la-inclusion-en-la-republica-dominicana(参照 2026-3-14)

・ 労働省が調整役を務め、UNDP の支援の下、国内の大企業 18 社が参加するマルチセクター型の「Red de Empresas Por Talento（ポルタレント企業ネットワーク）」が設立され、障害者雇用インクルージョンに関する優良事例や取組を共有する場となっている。障害のある 443 人が、このネットワークを通じた就職活動技術、基礎英語・情報技術の研修や、各地でのインクルーシブ就職フェアの実施から恩恵を受けた[44]。

UNICEF

・ 教育省と連携し、インクルーシブ教育サービスを転換するパイロット事業を実施し、全国インクルーシブ教育モデルの開発・拡大を支援している[45]。
・ インクルーシブ教育校への再編計画、教員研修、アクセシブル教材・デジタル教科書の提供などを通じて、障害のある子どもの通常学校での学びを推進している[46]。

[44] 同上
[45] https://dominicantoday.com/dr/health/2023/12/04/1-in-10-children-suffers-from-some-type-of-disability-according-to-unicef/(参照 2026-3-14)
[46] https://presidencia.gob.do/noticias/minerd-da-otro-paso-de-avance-para-elevar-la-calidad-de-la-educacion-inclusiva(参照 2026-3-14)

4. 障害関連団体の活動概況

4－1. 障害当事者団体の活動概要[47]

団体名	概要
ドミニカ共和国全国障害者連盟（Federación Nacional de Discapacidad de la República Dominicana: FENADID）	全国の障害者組織を束ねる非営利連盟で、障害者の人権と基本的自由の完全な享受と社会インクルージョンを推進している。
身体運動障害者協会（Asociación de Personas con Discapacidad Físico Motriz: ASODIFIMO）	身体・運動機能障害のある人々の組織化と社会参加を通じて、権利の平等と機会均等を図り、生活の質の向上と差別撤廃を目指す全国組織。
身体障害者団体イベロアメリカネットワーク(Red Iberoamericana de Entidades de Personas con Discapacidad Física en la República Dominicana: La Red）	ASODIFIMO・CIMUDIS・ADIDE などで構成され、基本サービス・社会的保護へのアクセス、就労支援、社会啓発と市民参加を重点分野とするネットワーク組織。
ドミニカ盲人財団（Fundación Dominicana de Ciegos: FDC）	視覚障害者の教育支援やリハビリテーション、社会参加を促進することを目的とした財団で、点字や補助技術を含む専門的支援を提供している。
シバオ盲人協会（Asociación de Ciegos del Cibao de la República Dominicana: ACICIRD）	北部地域（シバオ）の視覚障害者の生活の質向上を目的に、教育・職業訓練・社会参加プログラムを実施する地域組織。
ドミニカ共和国全国ろう協会（Asociación Nacional de Sordos de la Republica Dominicana: ANSORDO）	障害者の社会における存在感を高め、障害者の権利を保障し、完全なるインクルージョンのために活動を展開する聴覚障害者団体。
障害のある女性の会（Círculo de Mujeres con Discapacidad: CIMUDIS）	全国のさまざまな障害（身体・聴覚・視覚・知的）の女性で構成されており、参加の促進、リーダーシップと自尊心の向上、発展と教育の推進により、社会への真のインテグレーションを可能にすることを目指す。

[47] CONADIS は多数の OPD と関係を有しており、あるセミナーに招へいした団体数だけでも 100 団体前後に上る。本報告では、2023 年以降に障害者権利委員会へパラレルレポートを提出した団体（全国組織に近く活動が行われていると考えられる団体）及び主な支援団体に加え、それには含まれないものの CONADIS のリスト上にある団体（例：ダウン症協会など）を対象とし、障害種別や組織形態の偏りが生じないよう配慮しつつ整理した。

4－2. 障害者支援団体の活動概要

人道・環境社会文化運動（Movimiento Sociocultural de Trabajo Humanitario y Ambiental: MOSCTHA）	ハイチ人移民とその家族など脆弱な人々を対象に、人権、保健医療、職業訓練、教育を通じて社会保障と基本的権利へのアクセス向上を図る NGO。
ドミニカ ダウン症協会（Asociación Dominicana de Síndrome de Down: ADOSID）	ダウン症のある人々が、自らの生活に関わる意思決定を最大限行えるよう必要な支援を提供し、CRPD で保障された権利に基づき、充実した幸福な生活を送れるようにすることを目指す団体。
ドミニカ 自閉症財団（Fundación Dominicana de Autismo, Inc.）	医療・歯科・心理・教育の多職種チームによる専門支援センターを運営し、診断評価、心理教育的介入、各種療法、保護者向け講座・啓発活動を通じて ASD 児・者と家族を支援している。

5. 障害者が直面する障壁・ニーズ[48]

5－1. 保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ

全国障害者連盟（FENADID）等によるパラレルレポート（2023 年 3 月）は、障害者を含む世帯の約 95%が医療費を支払うための十分な資金を持たず、健康保険の加入状況にも大きな格差があると指摘している。また、アクセシブルな医療施設や交通手段が不足しているうえ、専門医療が首都圏に集中しているため、地方の障害者ほど移動や費用負担が増大していると報告している。さらに、障害を「病気」とみなす偏見に基づく対応が早期診断や適切なケアを妨げていること、保健政策にジェンダーの視点が欠如している結果として、障害女性がより高い疾病・早期死亡リスクに直面していることを重要な課題として示している。

人道・環境社会文化運動（MOSCTHA）を含む 5 団体ネットワーク（移民、ハイチ系ドミニカ人、HIV とともに生きる人々、女性・女児の人権擁護に取り組む）によるパラレルレポート（2015 年 1 月）は、特に障害女性の性と生殖に関する権利について、医師や看護師が本人の意思決定を尊重した助言やケアを行うための研修や意識啓発が不足していると指摘している。 そのうえで、医療従事者向け研修、司法アクセスの保障、啓発活動、障害女性の性と生殖に関する権利に関するデータ収集など、複合差別に対応する包括的対策を講じる必要があると提言している。

FENADID 等による 2025 年 1 月のパラレルレポートは、障害女性の保健サービスへのアクセスにおける具体的な障壁を明らかにしている。サービスの都市集中、アクセシビリティの低い交通・道路、設備不足、差別的対応などが重なり、障害女性が医療へのアクセスに多重の障壁を抱えていると指摘している。また、不妊手術が、障害のある女性・女児に対して本人の自由で十分な説明に基づく同意なしに実施される事例が少なくないと報告している。参加型調査では、回答者の約 13%が出産後に同意なき不妊手術を受けていたこと、家族が将来の妊娠を防ぐ手段として利用するケースがあることも示している。これらを踏まえ、これらの団体は、障害女性の性と生殖に関する健康と権利へのユニバーサルアクセスの保障、中絶の非犯罪化を含む法政策の見直し、公的医療ネットワークを通じたサービス拡充、ならびに一次医療・メンタルヘルス、在宅・地域医療、専門職研修、監視メカニズムへの十分な資源配分を行う必要があると提起している。

5－2. 教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ

全国障害者連盟（FENADID）等によるパラレルレポート（2023）は、国家識字計画への障害者団体の参画により一定の前進があった一方で、障害の有無による教育水準の格差が依然とし

[48] 本文は、ドミニカ共和国全国障害者連盟（FENADID）ほか 9 団体によるパラレルレポート（2023 年 3 月 17 日提出）、人道・環境社会文化運動（MOSCTHA）を含む 5 団体ネットワーク（移民、ハイチ系ドミニカ人、HIV とともに生きる人々、女性・女児の人権擁護に取り組む）によるパラレルレポート（2015 年 1 月 26 日提出）、FENADID、障害のある女性の会（CIMUDIS）等 9 団体によるパラレルレポート（2025 年 1 月 27 日提出）、及び 2026 年 3 月 14 日に実施したドミニカ共和国全国ろう協会（ANSORDO）会長へのヒアリングに基づく。

て大きいと指摘している。中等教育レベルの到達率は障害者では約 2 割にとどまり、識字率や就学・修了状況でも一般人口との差が大きいにもかかわらず、教育システム内の障害児数や状況を示す信頼できる統計が整備されていないと報告している。その結果、5～21 歳の障害のある子ども・若者の大多数が学校に通っていない現状が続いていると指摘している。新たな教育施設の整備にもかかわらず、多くが物理的アクセシビリティ基準を満たしておらず、インクルーシブ教育に必要な教室や設備も不足しており、この傾向は特に首都圏以外で顕著であると述べている。また、インクルーシブ教育国家計画の評価が行われておらず、特別支援教育部門の教員数やインクルーシブ学級のカバー率が極めて低いことから、当該計画への投資と優先度が不十分であることが示唆されるとしている。学校長を含む教育コミュニティには障害児の一般学級受け入れへの抵抗が残り、家族も「障害のある子どもは教育を受けられない」と考えがちであるなど、態度の障壁もインクルージョンを妨げていると指摘している。高等教育についても、カリキュラム調整の欠如や ICT 活用の遅れにより、障害者の進学・在学継続・専門職養成が十分に保障されていないと批判している。

人道・環境社会文化運動（MOSCTHA）等によるパラレルレポート（2025）は、国家教育評議会によるインクルーシブ教育の指針（条例 05-2024）の採択を重要な前進として高く評価しつつ、その恩恵が主に特定の集団に限定されるおそれがあると指摘している。移民・その子孫である障害のある女児・女性など、歴史的に排除されてきた人々が周縁化されたままになるリスクが強調されている。また、インクルーシブ教育に関する進展は、司法アクセス、労働・社会保障、データ収集などの構造的課題とも密接に関連しており、これらの分野における障壁が残る限り、教育分野単独では排除の連鎖を断ち切れないという懸念を示している。

FENADID 等によるパラレルレポート（2025）は、教育と職業訓練に関するより具体的な課題を提示している。 政府による全国インクルーシブ教育モデルやインクルーシブ教育指針の採択自体は評価しつつも、資源や実施が首都圏に集中し、農村部や国境地帯への展開が遅れているため、地域間格差が拡大していると批判している。教育コミュニティの多くの関係者が通常学級への障害児受け入れに抵抗を示し続けていることから、研修の提供だけでなく、アクセシブルな苦情申立て手続きや迅速な調査・制裁・救済を組み合わせた仕組みの整備が必要であると指摘している。また、障害のある教員の採用は極めて少なく、公的部門における障害者5%の雇用義務（第 5-13 号法）も守られていないと述べている。職業技術教育を担う国立職業訓練庁（Instituto Nacional de Formación Técnico Profesional: INFOTEP）のアクセシビリティ調査では、トイレなど基本的設備が非アクセシブルであることや障害学生数の少なさが明らかになり、交通のユニバーサル・アクセシビリティの欠如により、教育機関・大学への移動に伴う追加費用が障害者とその家族に重くのしかかっている実態が報告されているとしている。 そこで、これらの団体は、研修や能力開発コースの実施だけでは不十分であり、補装具や教材への投資、巡回教員や手話・ガイド通訳者の増員など、教員と障害学生を継続的に支える具体的な資源配分を伴う取組を強化し、すべての教育レベルで障害者のインクルーシブ教育を実質的に確保するよう政府に求めている。

全国ろう協会（ANSORDO）会長へのヒアリングにおいても、教育面が最大の課題であり、ろう学校で手話ができる教員が限られていることに加え、大学における手話通訳や要約筆記などの情報保障はごく限定的であり、多くのろう者・難聴学生が授業内容を十分に理解できず、結果として進級や卒業が著しく困難になっていることが指摘されている。

5－3. 就労に関する障壁・ニーズ

就労についても、教育と同様、パラレルレポートは法制度上の前進と現場レベルのギャップを明確に指摘している。全国障害者連盟（FENADID）等によるパラレルレポート（2023）は、障害者基本法（第 5-13 号）が公的部門で 5%、民間部門で 2%の障害者雇用枠を規定しているにもかかわらず、その遵守状況に関する公式な記録や統計が存在せず、説明責任が果たされていない点を問題視している。18 歳以上の障害者の多くが労働市場の外に置かれ、就業している障害者の多くも臨時・一時的な雇用形態に集中し、恒常的な雇用に就く者の割合は半数に満たないと指摘している。 また、障害女性は男性より高い失業率と低い就業率を示していると報告している。さらに、障害を理由とした学校中退や未就学が、その後の労働市場からの排除に影響していると分析している。こうした状況を踏まえ、ジェンダー視点を組み込んだ雇用インクルージョン政策の徹底、第 5-13 号法に基づく公的・民間部門の雇用枠の履行の確保と不履行時の制裁措置の導入、行政管理省や労働省によるジェンダー・障害別の遵守データ整備を政府に求めるべきだと提言している。

人道・環境社会文化運動（MOSCTHA）等や全国障害者連盟（FENADID）等によるパラレルレポート（2025）は、こうした量的なギャップに加え、労働インクルージョンを妨げる文化的要因とスティグマが根強いことを指摘している。具体的には、障害者の雇用が権利ではなく「社会扶助」として理解されていること、障害労働者が「負担」と見なされ、障害者を雇用することによる社会・経済的利益が十分認識されていないこと、雇用主が職場調整に伴うコストと便益を適切に評価していないことなどを問題として挙げている。第 5-13 号法制定から 10 年以上を経ても、障害者雇用に関する税制優遇措置が実施されていない点も、政治的意思と制度運用の不足を示す例として取り上げている。これらの指摘を踏まえ、これらの団体は、政府に対し、OPD が蓄積してきた良い実践を活かして障害者雇用政策を再構築し、公的部門・民間部門双方で雇用枠の履行と合理的配慮の提供を実効的に進めるよう求めている。

全国ろう協会（ANSORDO）会長へのヒアリングにおいても、就労は教育と同等に最大の課題の 1 つであり、大学卒業が難しく中退が多いことに加え、運よく卒業できたとしても、ろう者関係の団体を経由した就職活動や家族・友人・インターネット等あらゆる手段を通じて仕事を探しても安定した仕事を得ることはほとんどできないと述べている。わずかに、一部の専門的な技能と大学学位を持つろう者が LinkedIn を経由して一般企業に就職した事例が報告されているが、こうしたケースは極めてまれである。多くのろう者は LinkedIn 自体を知らないと指摘している。教育と就職に関わる障壁は、ろう者にとって依然として極めて深刻な状況にあるとしている。

5－4. 移動に関する障壁・ニーズ

全国障害者連盟（FENADID）等によるパラレルレポート（2023）は、移動と物理的アクセシビリティについても、法制度の整備にもかかわらず全国的な実施と監視が大きく遅れていると指摘している。 さらに、公共事業省規則 363-16 など既存の規則を統合したうえで、建物・公共空間・公共交通（サントドミンゴ市の地下鉄やバス専用レーン、州内・州間輸送を含む）を対象とするユニバーサル・アクセシビリティ国家計画を策定することが想定されているが、同計画は、いまだ策定されておらず、障害者基本法第 5-13 号の施行規則が課す「10 年以内のアクセシビリティ計画の採択・実施義務」が事実上履行されていないと批判している。また、物理的アクセシビリティに関する施策は首都圏の大量輸送システムに偏っており、地方では障害者が依然として非アクセシブルな民間交通に頼らざるを得ないため、障害者の深刻な貧困と相まって、移動そのものが大きな障壁になっていると述べている。

CONADIS の国家アクセシビリティ評価システム（Sistema Nacional de Evaluación de la Accesibilidad: SINAC）は、アクセシビリティ監査や自己評価の枠組みを提供しているものの、公共・民間機関の任意申請に依存する仕組みであるため、実際に支援を受けた企業数は全国で 100 社未満にとどまり、物理的環境への影響が限定的であると報告されている。また、政令 363-16 に基づき CONADIS とドミニカ品質研究所（Instituto Dominicano para la Calidad: INDOCAL）が進めるユニバーサル・アクセシビリティ国家基準の策定プロセスについても、市民社会側の参加が不十分で、既に団体が作成した診断や基準案が十分共有されていないことが指摘されている。ジェンダー・年齢・障害種別・居住地の違いを反映するボトムアップ型の設計の必要性が提言されている。

さらに、建築障壁のない設計を求める規則 R-007 や、物理的環境・大量輸送に関する NORDOM 779、826、881、882 など一定の国家規格は存在するものの、国家及び地方レベルの公的機関や民間部門に対して一律に義務付けられていない。基準不適合を理由に公共工事の引き渡しを拒否したり、建築プロジェクトを却下したりする実効的な検査・制裁メカニズムも整っていないとされている。その結果、アクセシビリティ基準を満たさない施設やインフラが引き続き建設され、特に県間輸送や周縁化された地区から都市中心部への移動では、アクセシブルな歩道や段差解消、移動手段が欠如しており、障害者とその家族が移動のための追加費用と時間的負担を負わされている現状が強調されている。こうした状況を踏まえ、これらの団体は、ユニバーサル・アクセシビリティ国家基準の早期採択とその義務的適用、監視・制裁・予算配分を伴う国家レベルの実施メカニズムを整備し、中央政府と自治体、公共事業省や住宅・建築担当機関の連携により、都市・農村を問わず物理的アクセシビリティを実効的に前進させるよう求めている。

5－5. 情報保障に関する障壁・ニーズ

全国障害者連盟（FENADID）等によるパラレルレポート（2023、2025）は、情報及びコミュニケーションのアクセシビリティについて、政府が 2017 年にウェブ・アクセシビリティ規格や情報・コ

ミュニケーションのアクセシビリティに関する国家規格（153101 号及び NORDOM 826 号）を採択したものの、これらが国家及び地方のすべての政府機関や民間セクターに対して義務的ではなく、遵守状況を監視・評価するメカニズムや不遵守の場合の制裁措置も設けられていないと指摘している。そのため、多くの政府ウェブサイトやオンラインサービスが依然としてアクセシブルではなく、基準を満たさない公共施設・サービスが発注・引き渡しされることを防ぐ仕組みも欠如していると述べている。さらに、これらのガイドや規格にはジェンダー視点が組み込まれておらず、障害のある女性と男性の異なるニーズを踏まえた情報提供や物理・バーチャル空間の設計が、公的保健、社会保障、交通などの分野で十分に反映されていないことが懸念されている。また、情報・コミュニケーションも含むアクセシビリティ計画について、短期・中期の測定可能な目標と期限、不履行時の制裁を伴う形で整備すること、そしてアクセシビリティ規則の実施に割り当てられた総予算額及び国家予算に占める割合を政府が明らかにするよう、委員会から継続的に問いかける必要があると提言している。

法律第 43-23 号によるドミニカ手話の公式承認については、全国障害者連盟（FENADID）等（2025）が重要な前進として評価しつつも、その実施面で大きな課題が残されていると指摘している。公的に手話通訳者が配置されているのは司法分野のみであり、その役割も裁判手続における支援にほぼ限定されているため、その他の公的サービスを利用する際には、ろう者本人が通訳者を同行させ、その費用も負担しなければならない場合が多いと報告している。その結果、多くのろう者が家族による通訳に依存せざるを得ず、自律性とプライバシーが制限されるとともに、自費負担が増大していると指摘している。また、情報・コミュニケーションのアクセシビリティに関する国家規格（153101 号及び NORDOM 826 号）が義務化されていないため、政府機関のウェブポータルは依然としてアクセシブルでないものが多く、民間セクターにもユニバーサル・アクセシビリティの遵守義務は課されていないと批判している。その結果、ほぼすべての公的サービスネットワークにおいて、特にろう者・盲ろう者が同伴者なしではサービスへのアクセスを拒否されたり、著しく質の低い対応しか受けられなかったりする事例が多数確認されており、これを明白な差別として厳しく批判している。

さらに、報告は、金融サービス分野における視覚障害者への差別にも言及している。政府は、視覚障害者の銀行サービスへの平等なアクセスを保障する措置として 2015 年 9 月 30 日付通貨委員会第 4 号決定を引用しているが、実際には、通常の文字を読めない視覚障害者が銀行によって「非識字者」と分類され、簡単な手続きであっても常に証人の同伴を求められていると指摘している。この慣行は、保護を名目としながらも、視覚障害者の自律性と取引の機密性を損なう差別的取り扱いであると批判している。こうした状況を踏まえ、情報・コミュニケーションのアクセシビリティに関する国家基準を可能な限り速やかに採択・義務化し、その実施状況を監視し違反を制裁するメカニズムを整備することが、優先的な課題であると位置付けている。

5－6. ジェンダーに関する障壁・ニーズ

全国障害者連盟（FENADID）等によるパラレルレポート（2023）は、障害女性が労働と暴力の

両面で特有の不利に置かれていると指摘している。障害女性は、適切で十分な報酬のある仕事を得る際に男性より大きな障壁に直面し、能力発揮・インクルージョン・非差別を促進する具体的なプログラムが国内にほとんど存在しないと報告している。また、「女性が暴力のない生活を送るための戦略計画」(2020)[49]について、策定過程に障害女性団体が参加しているにもかかわらず、暴力被害者である障害女性や、酸攻撃や銃器・パートナー暴力の結果として障害を負った女性の特別なニーズが盛り込まれていない点が深刻な問題として挙げられている。

人道・環境社会文化運動(MOSCTHA)等によるパラレルレポート(2023)は、障害のある女性及び女児が、司法アクセス、性と生殖に関する健康、労働と貧困の三つの領域で多重の差別と脆弱性に直面していると指摘している。司法アクセスについては、司法権の戦略計画に障害女性のアクセス改善が明記されているにもかかわらず、物理的バリアや通訳者不在、司法関係者の態度、権利に関する情報不足により、十分に実現されていないと批判している。性と生殖に関する健康の面では、障害女性向けの具体的施策が欠如しており、医師・看護師が障害女性の意思決定を尊重し必要な助言を提供できるようにする研修が存在しないため、専門職向け研修や啓発、司法アクセス保障、権利に関する情報収集・普及が不可欠だと提言している。また、障害女性の暴力被害率は依然として高く、移民といった追加の脆弱性が重なる場合に排除が深刻化されていることを強調している。

全国障害者連盟(FENADID)等によるパラレルレポート(2025)は、「ジェンダー平等及び公平に関する国家計画 2020–2030(PLANEG III)」に言及し、女性省の予算が国家予算の 0.09%と極めて低く、PLANEG III の実効的な実施能力を大きく制約していると述べている。そのうえで、女性省と CONADIS の連携不足、CONADIS 側にジェンダー・交差性の視点を保障する仕組みがないことにより、障害女性の保健、安全、雇用、社会保障に関するニーズが政策上十分想定されていないと指摘している。また、障害女性に固有のジェンダー暴力の形態(社会的地位の低さや他者への高い依存を背景としたパートナー暴力、銃器・刃物・酸攻撃など)が存在する。こうした暴力によって後天的に障害を負う女性が多いことを示しているにもかかわらず、政府は障害女性に対するジェンダー暴力の発生率や、暴力を原因とする障害についての公式データを作成していないと批判している。さらに、偏見や多重の障壁のために暴力被害障害女性が公的メンタルヘルスサービスにアクセスできていないこと、コミュニケーション支援を要する障害女性に対応できる専門職が不足していること、不処罰の蔓延によって通報しても捜査・処罰が行われないケースが多いことを明らかにしている。医療従事者の偏見により家族計画に関する情報や避妊手段が制限され、例外なく中絶を犯罪とする制度が性暴力被害にあった障害女性に特に深刻な影響を与えていること、出産後の同意なき不妊手術が少なからず行われていることなども、強い懸念事項として提示している。こうした状況を踏まえ、これらの団体は、政府に対して、障害女性を明示的に含む平等政策とジェンダー暴力対策を策定し、司法関係

[49]https://mujer.gob.do/transparencia/phocadownload/Publicaciones/PLAN_ESTRATEGICO_POR_UNA_VIDA_LIBRE_DE_VIOLENCIA_PARA_LAS_MUJERES/2022/PLAN%20ESTRATEGICO%20POR%20UNA%20VIDA%20LIBRE%20DE%20VIOLENCIA%20PARA%20LAS%20MUJERES1.pdf(参照 2026-3-14)

者・医療従事者・雇用主への研修、暴力及び性と生殖に関する健康と権利に関するデータ整備、無料で質の高い普遍的にアクセシブルなメンタルヘルスサービスの整備、ケア政策への障害・ジェンダー視点の統合と予算配分の強化を緊急に行うよう求めている。

6. 参考資料

Committee on the Rights of Persons with Disabilities, United Nations (2023) *List of issues prior to submission of the combined second and third periodic reports of the Dominican Republic*.

Committee on the Rights of Persons with Disabilities, United Nations (2025) *Concluding observations on the combined second and third periodic reports of the Dominican Republic*.

Committee on the Rights of Persons with Disabilities, United Nations (2025) *Delegation list – Dominican Republic*.

Consejo Nacional de Discapacidad (CONADIS) (2025) *Discurso de apertura – Sr. Benny METZ, Presidente del Consejo Nacional de Discapacidad (CONADIS)*.

Consejo Nacional de Discapacidad (CONADIS) (2025) *Palabra de cierre – Sr. Benny METZ, Presidente del Consejo Nacional de Discapacidad (CONADIS)*.

Federación Nacional de Discapacidad Dominicana (2025) *Información de organizaciones de la sociedad civil (para el período de sesiones relativo a los informes periódicos segundo y tercero combinados de la República Dominicana)*.

Government of Dominican Republic (2023) *Informes periódicos segundo y tercero combinados que la República Dominicana debía presentar en 2019*.

Government of Dominican Republic (2025) *Additional responses after dialogue – Dominican Republic*.

Organizaciones de personas con discapacidad de la República Dominicana (2023) *Información de organizaciones de la sociedad civil para la lista de cuestiones previa a la presentación de los informes periódicos segundo y tercero combinados de la República Dominicana*.

Sociedad Civil de la República Dominicana (2025) *Información de organizaciones de la sociedad civil (para el período de sesiones relativo a los informes periódicos segundo y tercero combinados de la República Dominicana)*.

JICA (2021)『国別障害関連情報ドミニカ共和国』
https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000044903.pdf